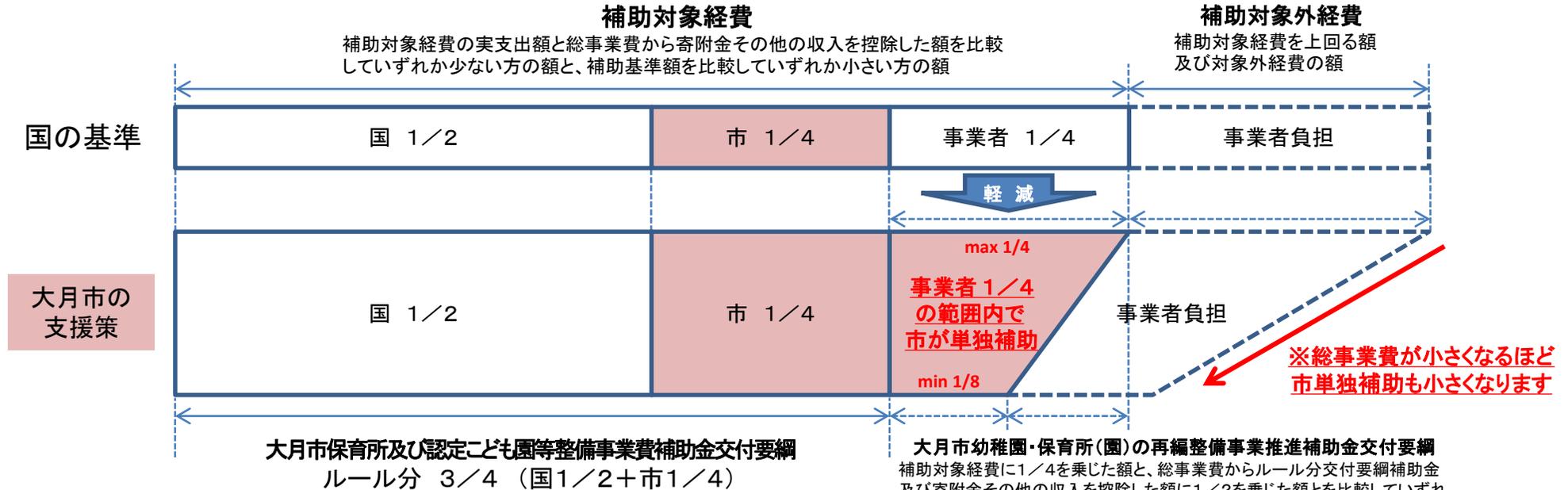


「事業者負担に対する大月市独自支援のイメージ」

大月市が平成30年2月に策定した『幼稚園・保育所（園）の再編に関する市の方針』に基づき加速的に整備を促進するため、方針に基づく公募により選定された市内に主たる事務所を置く社会福祉法人又は学校法人には、大月市幼稚園・保育所（園）の再編整備事業推進補助金交付要綱に基づき、期限を設けて補助金の高上げを行います。



【参考】

●保育部分について

『令和2年度保育所等整備交付金交付要綱 抜粋』

別表2-2 交付基準額表(国1/2相当額)抜粋

本体工事費

定員区分	基準額(1施設当たり)
定員21～30名	56,100千円 ①
定員31～40名	65,100千円 ②
定員41～70名	74,500千円 ③
特殊附帯工事	8,050千円 ④

※特殊附帯工事とは、太陽光発電設備の設置などに加算されます。

●教育部分について

『令和2年度認定こども園施設整備交付金実施要領 抜粋』

別表2 交付基準額表抜粋

本体工事費

定員区分	基準額(1施設当たり)
定員21～30名	56,100千円 ⑤
定員31～40名	65,100千円 ⑥
定員41～70名	74,500千円 ⑦

※補助対象経費には、用地・造成費、備品購入費等は含まれません。

【参考】

定員75名(保育35、教育40)で新設した場合の国1/2相当額
(特殊附帯工事含む)

②+④+⑥

= 138,250千円

※交付金の額は、保育部分と教育部分の按分により算出した事業費と上記それぞれの交付基準額とを比較して算定し、予算の範囲内において決定します。